

指定障害者支援施設みのりサングリーン 運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人みのり福祉会が設置するみのりサングリーン（以下「施設」という。）が実施する障害者総合支援法（平成25年法律第123号。以下「法」という。）に基づく障害者支援施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の円滑な運営管理を図るとともに、施設職員が支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な施設障害福祉サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な介護、支援及び創作的活動、機能訓練の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 施設は、地域及び家庭との結びつきを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

4 施設は、前3項の他、関係法令及び法人諸規定等を遵守する。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 みのりサングリーン

(2) 所在地 鳥取県倉吉市和田東町914-58

(提供する施設障害福祉サービスの種類)

第4条 施設において提供する施設障害福祉サービスの種類は、次のとおりとする。

(1) 生活介護事業

(2) 施設入所支援事業

(3) 短期入所事業（空床型）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者（施設長） 1名（常勤）

管理者は、職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと

ともに、施設の職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
サービス管理責任者に施設障害福祉サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- (2) サービス管理責任者 1名（常勤）以上
サービス管理責任者は、利用者の個別支援計画の作成に関することを行うほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の職員に対する技術指導及び助言等を行う。
- (3) 事務員 1名（常勤）
事務員は、施設運営に必要な庶務・経理を行う。
- (4) 生活支援員 5名(常勤) 以上
生活支援員は、生活介護計画に基づき、利用者の日常生活上の支援、相談、介護等をおこなう。
- (5) 看護師 1名(常勤) 以上
看護師は、利用者に対して健康管理、保健衛生、医療、看護等を行う。
- (6) 管理栄養士 1名（常勤）
管理栄養士は、利用者の栄養管理・指導及び食事の献立に関することを行う。
- (7) 調理員 2名以上
調理員は、利用者の給食及び調理の業務を行う。
- (8) 嘱託医師 (1名)
嘱託医師は、利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。

2 施設の職員は、施設の設備等を利用して行う指定短期入所事業の職員を兼ねるものとする。

(日中実施サービスに係る営業日及びサービス提供時間)

第6条 施設において提供する施設障害福祉サービスの営業日及びサービス提供時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日
 - ① 生活介護事業 月曜日から金曜日とする。但し国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。その他管理者が認めた日を含め当該月の日数の－8日とする。
 - ② 施設入所支援事業 毎日
 - ③ 短期入所事業 毎日
- (2) サービス提供時間
 - ① 生活介護事業 午前9：00から午後5：00とする。
 - ② 施設入所支援事業 午後5：00から翌日の午前9：00まで
 - ③ 短期入所事業 24時間

(利用定員等)

第7条 施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員は次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|----|-----|
| (1) 生活介護事業 | 定員 | 31人 |
| (2) 施設入所支援事業 | 定員 | 31人 |
| (3) 短期入所事業 | 定員 | 空床型 |

(利用対象者)

第8条 施設において提供する施設障害福祉サービスの主たる対象者は、3障害一元化とし、身体障害者・知的障害者・精神障害者（いずれも18歳未満の者を除く）とする。

(利用定員の遵守)

第9条 施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(施設障害福祉サービスの内容)

第10条 施設が提供する施設入所支援、生活介護の主な内容は次のとおりとする。

(1) 生活介護事業

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 軽作業の生産活動や創作的活動の機会の提供
- ③ 前2号を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者の支援に関すること
- ⑤ 送迎サービス

(2) 施設入所支援事業

- ① 夜間における食事・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 前号を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ③ その他夜間における利用者の支援に関すること

(3) 短期入所事業

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 健康管理支援
- ③ 相談支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

2 施設は、前項の施設障害福祉サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ利用者に対し、その提供する施設障害福祉サービスごとに、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書

を交付して説明し、当該提供の開始について利用者から文書により同意を得るものとする。

(工賃の支払い)

第11条 生産活動を通じて発生した事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払う。

(支給決定障害者から受領する費用及びその額)

第12条 施設は、施設障害福祉サービスを提供した際は、利用者から当該指定施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、利用者から法第29条第3号の規程により算定された介護給付費及び訓練等給付費の額に100分の90を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

3 施設は、前2項の支払を受ける額のほか、施設において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けるものとする。

(1) 食事の提供に係る費用及び光熱水費（日額は重要事項説明書に明記）

(2) 日用品費

(3) 創作的活動に係る材料費（生活介護に係るものに限る。）

(4) その他施設において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

4 第3項の費用の額に係る施設障害福祉サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 施設は、第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(通常の実業の実施地域)

第13条 施設が提供する施設障害福祉サービスの通常の実業の実施地域は倉吉市、三朝町、北栄町、湯梨浜町、琴浦町の区域とする。

2 前項の規定にかかわらず、通常の実業の実施地域以外の利用希望者に対して実施する場合もある。

(施設障害福祉サービスの利用にあたっての留意事項)

第14条 施設障害福祉サービスの提供を受けるにあたっては、利用者は常に相互扶助の精神を持って明朗な生活を行うよう努めるように、次に掲げる事項を守るものとする。

- (1) 施設長の指示する日課に従い生活すること。但し、特別の事情によりその日課に従うことができないときは、施設長の許可を得ること。
- (2) 外出及び外泊の途中において事故等にあった場合は、その都度施設長に連絡または報告すること。
- (3) 常に火気に注意し、火災予防に努めること。
- (4) 施設長の許可得ずして、備品を施設外に持ち出したりは便宜のため備品の改造変更等をしないこと。
- (5) 飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行使その他の、他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 保護者等身上事項に移動を生じたときは、速やかに施設長に届けること。
- (7) その他この規程及び職員の指示に反した行為をしないこと。

(外来者)

第15条 外来者が利用者と面会しようとするときは、あらかじめ施設長の許可を受けてから面会するものとする。

2 外来者が、次の各号に該当するときは、面会を拒否することができる。

- (1) 酩酊または精神異常を認めるとき。
- (2) その他管理上不相当と認めるとき。

(施設利用契約)

第16条 施設は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、正当な理由がない限り拒まない。

2 施設は、施設障害福祉サービスの契約の依頼を受けた場合において、次の各号の事由があるときは、契約を拒むことができる。

- (1) 施設の定員を満たしているとき。
- (2) 当該利用希望者が、伝染性疾患を有すると認められるとき。
- (3) 当該利用希望者が、他の利用者に著しい迷惑を及ぼす恐れがあるとき。
- (4) その他施設利用することが不相当と認められるとき。

(新利用者の処置)

第17条 施設は、新たに施設利用者契約を締結した者に対しては、次に掲げる処置をしなければならない。

- (1) 施設の目的、方針、日課、その他施設利用中参考となる処置をしなければいけない。
- (2) 利用者の個別支援計画を作成し、当施設での福祉サービスを提供する。
- (3) 健康診断に基づく予防衛生上必要な処置を行う。

(契約解除)

第18条 施設は、利用者が以下の事項に該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 利用者に支払能力があるにもかかわらずサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合。
- (2) 利用者が、故意または重大な過失により施設または他の利用者の生命、身体、財物、信用を傷つけること等によって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。
- (3) 利用者が、連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれた場合または現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合。

2 施設は、前項により契約を解除するにいたったときは、速やかにその旨を当該利用者の身元引受人に通知しなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取り扱い)

第19条 施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院または診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設入所支援を円滑に利用する事ができるようにする。

(事故発生時の対応)

第20条 施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族等並びに県及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録する。

3 施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時における対応)

第21条 施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関及び家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第22条 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の設置、点検を行うとともに、消防計画及び風水害や地震等の災害に対処するため具体的計画を立て、防火管理者、火気責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それ

らを職員に周知する。

- 2 施設は、非常災害に備えるため、定期的に消火、避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情解決)

第23条 施設は、提供した施設障害福祉サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置するとともに、これを掲示することにより利用者等に周知徹底を図る。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。
- 3 施設は、施設利用者契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員会を設置する。
- 4 施設は、利用者またはその家族からの苦情に関して、県知事または市町村長が行う調査に協力するとともに、県知事または市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 5 施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査または斡旋にできるかぎり協力する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第24条 施設は、利用者の権利擁護、虐待防止等を推進するため、虐待防止に関する責任者を設置する。成年後見人制度の利用支援、苦情解決体制の整備、自治体における虐待の防止に関する相談窓口の周知、職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修を実施等の措置を講じるものとする。

- 2 施設は、虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(身体拘束の禁止)

第25条 施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するための緊急やむおえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 施設は、やむをえず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(衛生管理等)

第26条 施設は、利用者の使用する食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又衛生上必要な措置を講ずるとともに、機械器具等の管理を適正に行う。

2 施設において感染症又は食中毒が発生し、蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 施設における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延予防のための訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第27条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、又非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第28条 施設は、職員の資質向上のため研修（第21条に規定する権利擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を設けるものとし、また必要な体制の整備を行う。

2 職員は、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 施設は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(公用自動車の管理)

第29条 施設所有の自動車を使用する場合には、施設長の承認を得た上で始業点検を行い、異常の有無を確認の上使用し、使用後はその状況を施設長に報告するものとする。

- 2 施設所有の自動車は、常に整備点検及び清掃に努め、善良な管理のもとに保管し、公用以外に使用してはならない。

(記録の整備)

第30条 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存する物とする。
 - (1) 施設障害福祉サービスの提供の記録
 - (2) 施設障害福祉サービス計画
 - (3) 利用者の生命または身体を保護するため、やむを得ず身体拘束等を行ったことに関する記録
 - (4) 施設が利用者等から苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等の記録
 - (5) 施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
 - (6) 利用者が、正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められたときに施設が行った市町村への通知
 - (7) 利用者が、偽りその他不正な行為によって介護給付費または訓練等給付費を受け、または受けようとしたときに施設が行った市町村への通知

(その他)

第31条 施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町村または相談支援事業を行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

- 2 この規程に定める事項の他、施設の運営管理に関し必要な事項はその都度、社会福祉法人みのみ福祉会理事長と施設長の協議に基づいて定めるものとする。

附則

(施行期日)

1. この規程は、平成24年3月1日から施行する。
2. この規程は、平成26年4月1日から施行する。
3. この規程は、令和6年4月1日から施行する。